

報告第36号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年2月19日提出

市川市長 村越祐民

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

八幡第8駐輪場の地権者からの土地の返還請求を踏まえ、令和2年3月1日をもって同駐輪場を廃止する必要があるため、市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和2年1月21日

市川市長 村 越 祐 民

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年1月21日

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第1号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成14年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1八幡第8駐輪場の項を削る。

別表第2の1の表八幡第8駐輪場の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年3月2日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年3月2日前に八幡第8駐輪場の施設又は設備の全部又は一部を壊し、汚し、又は失わせた者に係る改正前の第16条の規定による当該施設又は設備の全部又は一部を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

3 令和2年3月2日前にした行為（八幡第8駐輪場を使用した者に係る行為に限る。）に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。